探険、登山	・交通又は輸送の手段 ・主な携行機材、物資 ・野営方法 ・支援基地との連絡手段 ・安全確保のための措置

７．「制限関連行為の有無」については、別紙３及び別紙３－１から別紙３－７までによりその有無及び詳細な内容を明らかにすることとし、該当する場合には本欄に別紙３又は別紙３－１から別紙３－７までのいずれかのとおりと記載すること。

８．「行為者の人数及び氏名」については、当該南極地域活動を実行する行為者の実数及び氏名を記載すること。なお、申請の時点ですべての行為者の氏名が確定していない場合には、確定している者についてのみ記載すること。ただし、行為者の数については、氏名が未確定の者も含めた数を記載すること。

９．議定書附属書Ⅴ第４条に規定する南極特別管理地区内で活動が実施される場合には、「その他」に当該南極特別管理地区名を記載すること。

10．南極地域活動を法人の業務としてする行為者がある場合には、「その他」に当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名を当該行為者との対応関係が明らかになるように記載すること。

［別紙３］

南極地域活動における制限関連行為総括表

南極地域活動の区分		番　号	
①＜鉱物資源活動への該当＞　有・無　（法第１３条）			
有の場合	目　的		
	行為者の氏名		
	調査結果の公表方法（予定）		
	過去の調査の公表実績		
②＜生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体（個体の一部を含み加工品を除く。）の南極地域への持込み＞　有・無　（法第１４条第１項）			
有の場合	持込品目の種類		
	生きていない家きんの持込みを行う場合の品目別の持込み前の検査の内容等		
	持出し及び検査を行う国		
	検査の内容		
	品目別の持込み後の管理及び除去又は処分の方法		
	行為者の氏名		
③＜南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取又は損傷＞　有・無　（法第１４条第２項第１号）			
有の場合	別紙３－１により、行為の詳細を記載		
④＜生きている生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込み＞　有・無　（法第１４条第２項第２号）			
有の場合	別紙３－２により、行為の詳細を記載		
⑤＜南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為＞　有・無　（法第１４条第２項第３号）			
有の場合	別紙３－３により、行為の詳細を記載		
⑥＜廃棄物の処分及び保管＞　有・無　（法第１６条）			
有の場合	別紙３－４－１から別紙３－４－３までにより詳細を記載		
⑦＜ポリ塩化ビフェニル（別名ＰＣＢ）及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令第５条で定める物の南極地域への持込み＞　有・無　（法第１８条）			
有の場合	別紙３－５により詳細を記載		
⑧＜南極特別保護地区への立入り＞　有・無　（法第１９条）			
有の場合	別紙３－６により詳細を記載		
⑨＜南極史跡記念物の補修等＞　有・無　（法第２０条）			
有の場合	別紙３－７により詳細を記載		